（法令により手続を続行すべき者による受継）
第三十六条　当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって非訟事件の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならない。
2　法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。
3　第一項の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に非訟事件の手続を受け継がせることができる。
（他の申立権者による受継）
第三十七条　非訟事件の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によってその手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がないときは、当該非訟事件の申立てをすることができる者は、その手続を受け継ぐことができる。
2　前項の規定による受継の申立ては、同項の事由が生じた日から一月以内にしなければならない。
（送達及び手続の中止）
第三十八条　送達及び非訟事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第百三十条から第百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百十三条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、「裁判を求める事項」と読み替えるものとする。
（裁判所書記官の処分に対する異議）
第三十九条　裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。
2　前項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
（検察官の関与）
第四十条　検察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができる。
2　裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとする。

第八節　検察官に対する通知
第四十一条　裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより非訟事件の裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならない。
第九節　電子情報処理組織による申立て等
第四十二条　非訟事件の手続における申立てその他の申述（次項において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第百三十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。
2　前項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項本文の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、同条第五項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第三章　第一審裁判所における非訟事件の手続

第一節　非訟事件の申立て
（申立ての方式等）
第四十三条　非訟事件の申立ては、申立書（以下この条及び第五十七条第一項において「非訟事件の申立書」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
2　非訟事件の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　当事者及び法定代理人
二　申立ての趣旨及び原因
3　申立人は、二以上の事項について裁判を求める場合において、これらの事項についての非訟事件の手続が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一の申立てにより求めることができる。
4　非訟事件の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。
5　前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、非訟事件の申立書を却下しなければならない。
6　前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。
（申立ての変更）
第四十四条　申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができる。
2　申立ての趣旨又は原因の変更は、非訟事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。
3　裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。
4　申立ての趣旨又は原因の変更により非訟事件の手続が著しく遅滞することとなるときは、裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

第二節　非訟事件の手続の期日
（裁判長の手続指揮権）
第四十五条　非訟事件の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する。
2　裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。
3　当事者が非訟事件の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、裁判所は、その異議について裁判をする。
（受命裁判官による手続）
第四十六条　裁判所は、受命裁判官に非訟事件の手続の期日における手続を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第五十一条第三項の規定又は第五十三条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限る。
2　前項の場合においては、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。
（音声の送受信による通話の方法による手続）
第四十七条　裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができる。
2　非訟事件の手続の期日に出頭しないで前項の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。
（通訳人の立会い等その他の措置）
第四十八条　非訟事件の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第百五十四条の規定を、非訟事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、利害関係参加人、代理人及び補佐人に対する措置については同法第百五十五条の規定を準用する。

第三節　事実の調査及び証拠調べ
（事実の調査及び証拠調べ等）
第四十九条　裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない。
2　当事者は、適切かつ迅速な審理及び裁判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。
（疎明）
第五十条　疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならない。
（事実の調査の嘱託等）
第五十一条　裁判所は、他の地方裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができる。
2　前項の規定による嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。
3　裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。
4　前三項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。
（事実の調査の通知）
第五十二条　裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による非訟事件の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。
（証拠調べ）
第五十三条　非訟事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第百七十九条、第百八十二条、第百八十七条から第百八十九条まで、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第四項の規定を除く。）を準用する。
2　前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。